



## たつの市公告第103号

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託について、公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和5年8月7日

たつの市長 山 本



記

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託

#### (2) 履行場所

たつの市新宮町新宮地内

#### (3) 業務内容

別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで

### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) たつの市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に1年以上継続して登録がある者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一级建築士事務所の登録を受けている者
- (3) 公告日から契約締結日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (4) 提出された参加表明書等の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 平成20年4月以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が発注した非木造の延べ床面積10,000m<sup>2</sup>以上の学校教育法第1条に規定する学校における校舎新築（棟別新築含む）又は改築工事（ただし、仮設校舎は除く。）に係る基本設計又は実施設計業務を元請けとして完了した実績を有している者
- (9) 設計業務に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者と照査技術者を配置すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- ア 一級建築士の資格を有する者
  - イ 常勤の自社社員で3か月以上の雇用関係にある者

### 3 公募型プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
公告	令和5年8月 7日（月）
参加表明書等の受付期間	令和5年8月 7日（月）～8月21日（月）
質問受付	令和5年8月 7日（月）～8月10日（木）
質問回答	令和5年8月16日（水）まで
1次審査結果の通知	参加表明書等受付期間終了後概ね1週間後まで
企画提案書等の受付期間	令和5年9月 1日（金）～9月19日（火）
ヒアリング	令和5年9月26日（火）
2次審査結果の通知	令和5年9月下旬（予定）
契約締結	令和5年10月上旬（予定）

※ ただし、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

#### 4 公募型プロポーザルに係る関係書類の公表

##### (1) 公表書類

- ア 公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告
- イ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ウ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託様式集
- エ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託仕様書

##### (2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。  
URL : <https://www.city.tatsuno.lg.jp/>  
※ トップページ⇒ビジネス・産業⇒入札・契約情報

#### 5 参加表明書等の提出

##### (1) 提出期限

令和5年8月21日（月）午後4時

##### (2) 提出先

10に掲げる担当課

##### (3) 提出方法

郵送のみとする。郵送は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着とし、到達確認を行うこと。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出期限

令和5年9月19日（火）午後4時

##### (2) 提出先

10に掲げる担当課

##### (3) 提出方法

持参のみとする。

#### 7 審査方法及び基準等

##### (1) 1次審査（書面審査）

1次審査として、参加表明書等の記載内容に関し、別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に掲げる評価項目についての審査を行い、採点結果上位5者程度を1次審査通過者として選定する。

なお、1次審査通過者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。

1次審査通過者については、2次審査としてヒアリングを実施する。

(2) 2次審査（ヒアリング）

- ア 1次審査通過者については、企画提案書等受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。
- イ ヒアリングは、1者当たり35分以内とし、うちプレゼンテーションを25分以内、質疑応答を10分以内とする。
- ウ プrezentationは、たつの市に提出した企画提案書を使用して説明すること。ただし、誤字脱字がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- エ ヒアリングへの出席者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。
- オ プrezentationの際には機材を使用する場合は、スクリーンについてはたつの市で用意するが、その他の機材は全て提案者が準備するものとする。
- カ ヒアリングの日程等詳細については、別途通知するものとする。

(3) 審査委員会

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、契約候補者の特定を行う。

## 8 契約候補者の特定

(1) 特定方法

2次審査を行った参加表明者については、1次審査と2次審査の合計点により契約候補者を特定する。

1次審査と2次審査の合計点が最も高い参加表明者が2者以上あるときは、価格点の高い者を契約候補者とし、さらに価格点が同点の場合には、くじ引きにより契約候補者を特定する。

ただし、価格点を除いた合計点が6割に満たない者は失格とする。全参加者が6割に満たない場合は、改善事項を書面により提出させ、再度審査委員会を開催するものとする。

(2) 結果の通知

1次審査結果については、参加表明書等受付期間終了から概ね1週間以内に参加表明者全員に対し結果通知書により通知する。

2次審査結果については、契約候補者として特定した者及びしなかった者に対し結果通知書により通知するものとする。

なお、各審査に通過しなかった者は、通知を受けた日から7日以内に、市長に対して書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

(3) 契約締結交渉

(1)により特定された者と提案内容について協議を行った上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。

なお、契約候補者と契約締結交渉が不調又は失格条件に該当すると認められた

場合は、評価結果が次順位の者から順に契約締結交渉を行う。

(4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後にたつの市ホームページにて公表するものとする。

9 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 詳細は、別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

10 担当課

たつの市教育委員会事務局 教育管理部 教育環境整備課 環境整備係

〒679-4192

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3205 (直通)

FAX 0791-63-3883

E-mail [kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp](mailto:kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp)